

平成23年度  
地域密着型サービス事業者集団指導研修資料

平成23年4月22日  
広島市

# 目 次

※ 昨年度の資料から変更のあるものには、下線を引いています。

## I 共通事項

1 介護保険制度の見直しについて	・・・ 1
2 都道府県・市町村が実施する指導監督の在り方について	・・・ 11
3 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について	・・・ 12
4 <u>平成 22 年度の事業者に関する苦情について</u>	・・・ 14
5 <u>平成 21 年度の介護サービス提供中の事故について</u>	・・・ 17
6 事故発生時の対応について	・・・ 22
7 災害時の報告について	・・・ 26
8 「外部評価制度」と「情報公表制度」について	・・・ 28
9 運営推進会議の開催について	・・・ 30
10 運営推進会議における消防関係者の出席要請について	・・・ 32
11 介護保険サービスに係る医療費控除について	・・・ 34
12 「その他の日常生活費」に係る留意事項について	・・・ 35
13 <u>防災対策と法令順守について</u>	・・・ 36
14 <u>認知症高齢者グループホーム等における金銭の適切な管理について</u>	・・・ 49
15 <u>医療面における認知症高齢者グループホーム等と医療連携及び家族等との連携等について</u>	・・・ 55

## II 夜間対応型訪問介護

1 <u>変更届出書及び体制届出書等の提出について</u>	・・・ 60
2 留意事項について	・・・ 60
3 Q & A	・・・ 61
《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧	・・・ 64

## III 認知症対応型通所介護

1 <u>変更届出書及び体制届出書等の提出について</u>	・・・ 66
2 留意事項について	・・・ 66
3 Q & A	・・・ 68
《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧	・・・ 73

## IV 小規模多機能型居宅介護

1 <u>変更届出書及び体制届出書等の提出について</u>	・・・ 75
2 留意事項について	・・・ 75
3 Q & A	・・・ 76
《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧	・・・ 85

## V 認知症対応型共同生活介護

1 <u>変更届出書及び体制届出書等の提出について</u>	・・・ 87
2 認知症対応型共同生活介護事業所における居室の空き状況の報告について	・・・ 87
3 留意事項について(平成 22 年度のグループホームに対する実地指導の結果含む)	・・・ 87
4 Q & A	・・・ 92
《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧	・・・ 106
《参考》居室の空き状況の報告方法及び様式について	・・・ 109

## VI 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1 変更届出書及び体制届出書等の提出について	・・・ 111
2 留意事項について	・・・ 111
3 Q&A	・・・ 112
《参考》変更届出書及び体制届出書等に係る添付書類一覧	・・・ 122

# I 共通事項

## I 共通事項

### 1 介護保険制度の見直しについて

#### 1. 介護保険制度の見直しについて

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議  
(平成23年2月22日開催) 資料抜粋

##### 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

##### 1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

##### 2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

##### 3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
- ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。

※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

##### 4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

##### 5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

##### 6 保険料の上昇の緩和

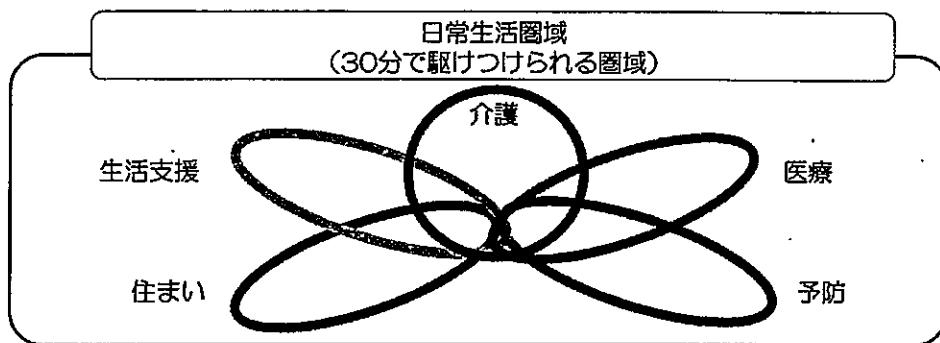
- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

①、②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

0

## 地域包括ケアシステムについて



#### 【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

##### ① 医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

##### ② 介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

##### ③ 予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

##### ④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進

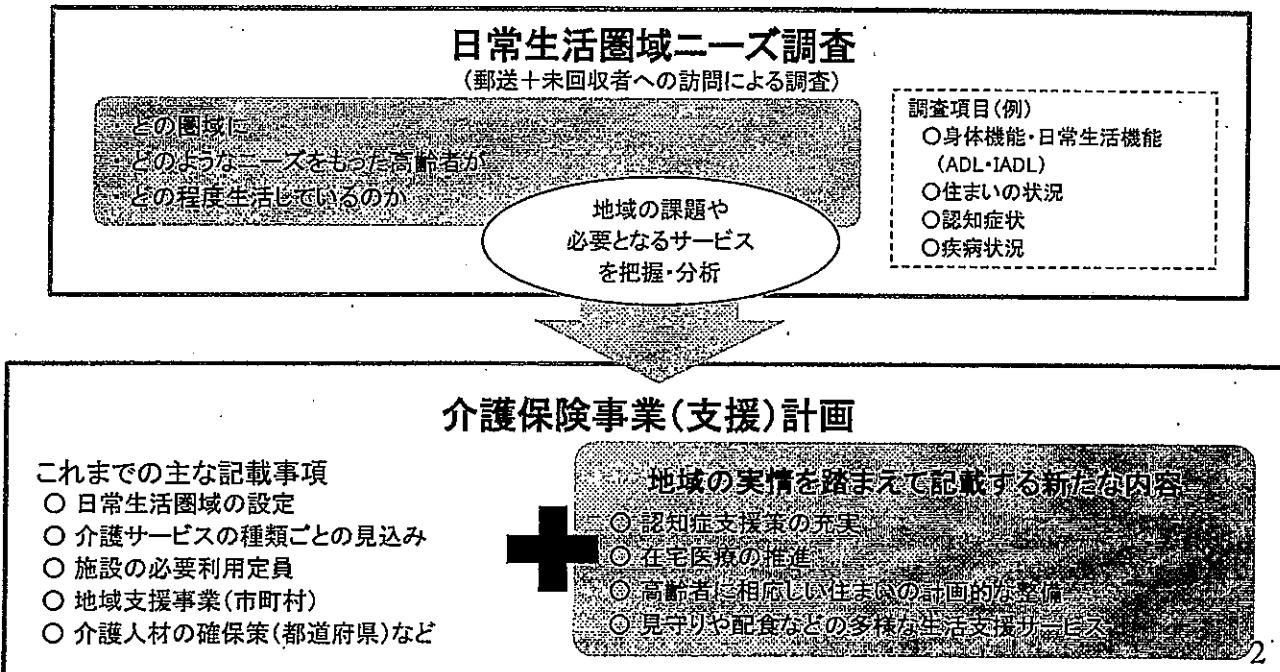
##### ⑤ 高齢期になってしまふことのできる高齢者住まいの整備(国交省と連携)

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専貸を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

1

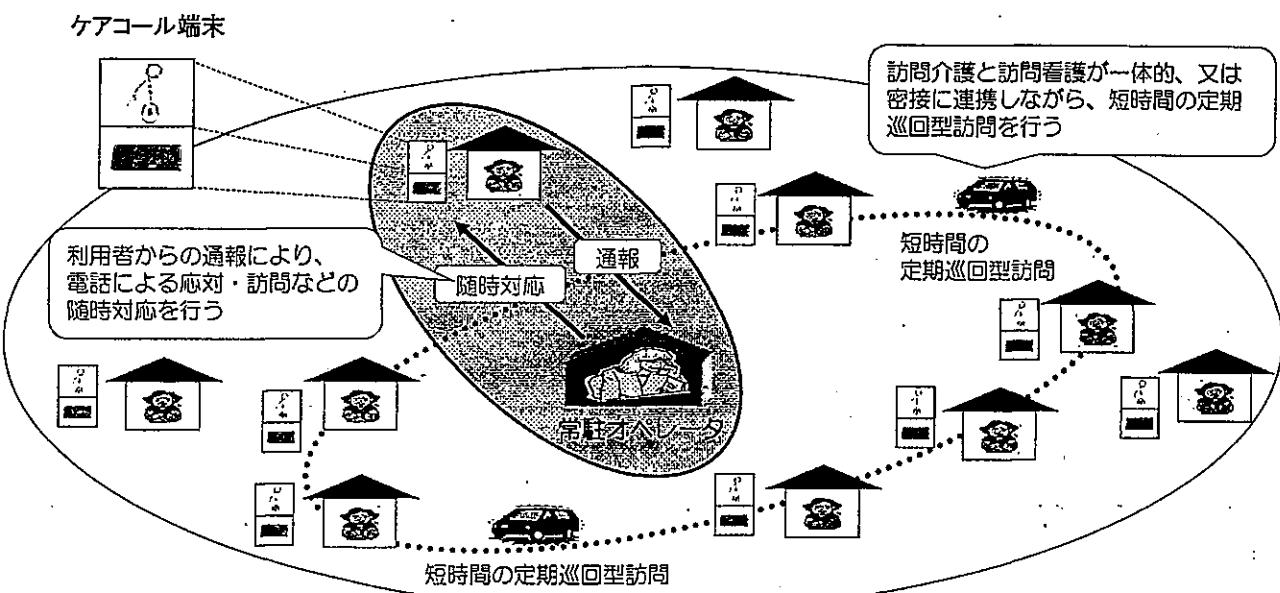
## 医療や住まいとの連携も視野に入れた 介護保険事業(支援)計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画(平成24～26年度)では次の取組を推進。
  - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
  - ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け



## 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設(イメージ)

- 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応サービス」を創設する。

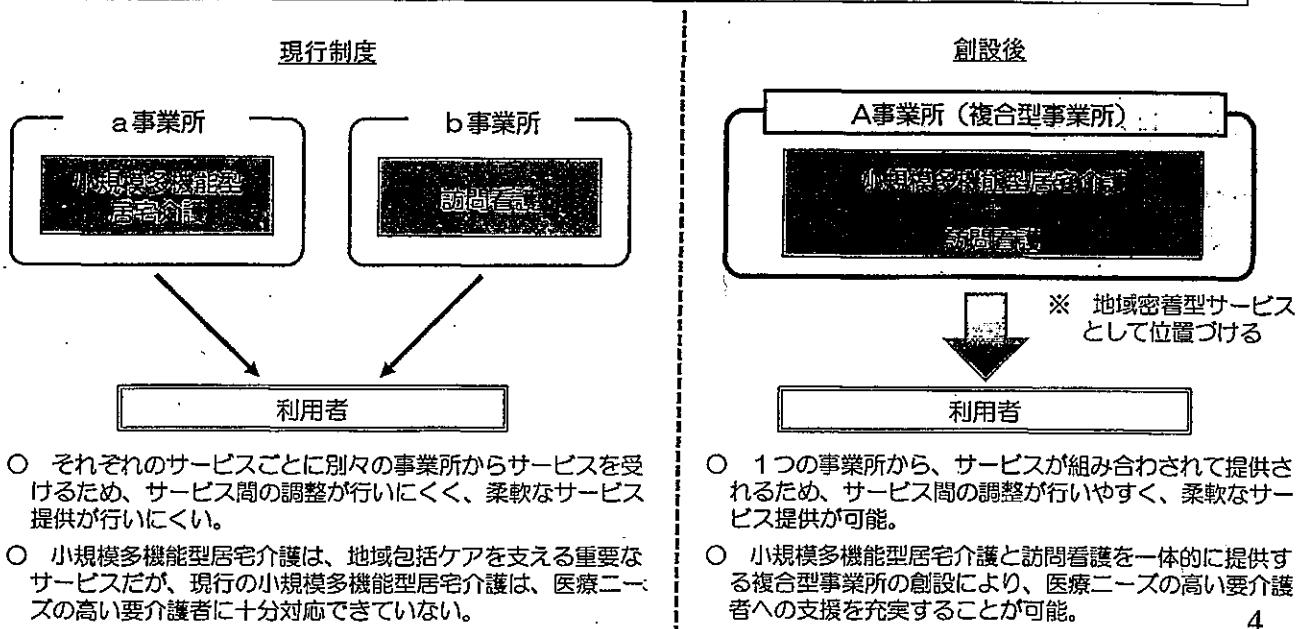


※ 1つの事業所から訪問介護・訪問看護を一体的に提供する、又は、外部の訪問看護事業所と緊密な連携を図って訪問介護を実施するなど、訪問介護と訪問看護の密接な連携を図りつつ実施する。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ、市町村(保険者)が主体となって、圏域ごとにサービスを整備できるようにする。

## 複合型サービスの創設

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型事業所を創設する。
- これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点がある。

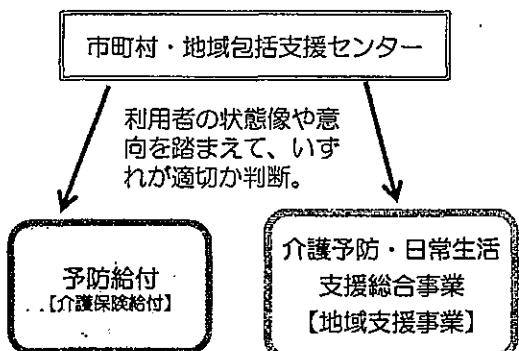


4

## 介護予防・日常生活支援総合事業(仮称)の導入イメージ

- 市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度を創設。
- 市町村・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断。
- 利用者の状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供することが可能になる。

### ○利用者の選定方法



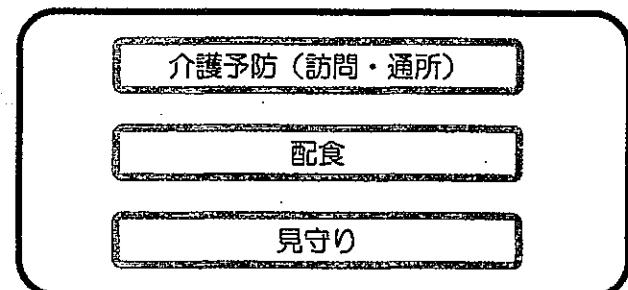
※ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施する。

### ○導入後のイメージ

#### 現状



**介護予防・日常生活支援総合事業を活用した場合**



- 状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービス提供が可能。

5

## 介護療養病床の転換期限の見直しについて

### 【現行規定】

○介護療養病床については、平成24年3月31日までに、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換し、制度は廃止されることになっている。

### 【現状】

○平成18年で約12万床であったが、平成22年6月時点で約8.6万床であり、介護療養病床からの転換が進んでいない現状。

### 【方針】

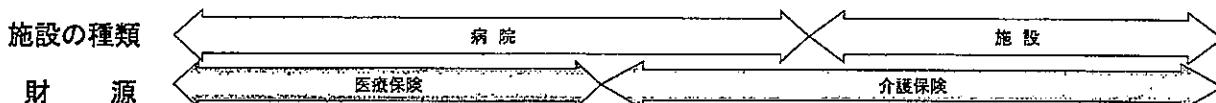
○これまでの政策方針を維持しつつ、現在存在するものについては、一定期間転換期限を延長する。

※平成24年度以降、介護療養病床の新設は認めない。

※ 民主党介護保険制度改革WT提言、「廃止を3年間延長」

## 医療療養病床・介護保険施設について

	(参考) 一般病床	医療療養 病床	介護療養 病床	介護療養型 老人保健 施設	(従来型の) 老人保健 施設
ベッド数	約103万床	約26万床	約9万床	約3,770床※4 (H20.5創設)	約32万床
1人当たり 床面積	6.4m <sup>2</sup> 以上	6.4m <sup>2</sup> 以上	6.4m <sup>2</sup> 以上	8.0m <sup>2</sup> 以上 (大規模改修までは 6.4m <sup>2</sup> 以上)	8.0m <sup>2</sup> 以上
平均的な1人当 たり費用額※1 (H21改定後)	(※2)	約49万円	約41.6万円	約37.2万円※3	約31.9万円
人員配置 (100床当たり)	医師 6.25人 看護職員 34人 介護職員 20人	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人	医師 1人 看護職員 18人 介護職員 18人	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人



※1 多床室 甲地 の基本施設サービス費について、1ヶ月を30.4日と仮定し1月当たりの報酬額を算出。

※2 算定する入院料により異なる。

※3 介護職員を4:1で配置したときの加算を含む。

※4 平成22年8月現在 各都道府県より厚生労働省老人保健課へ報告された病床数に基づく。

## 介護療養病床に関する実態調査結果（概要）

- 介護療養病床の今後の転換意向は、「未定」(全体の60%)の施設が多い。
- 介護療養病床と医療療養病床の機能分化が進んでいる。

### 1. 療養病床の転換意向等調査

調査概要：平成22年1月31日、4月30日時点で療養病床を有する医療機関の転換意向等を調査

結果概要：現存する介護療養病床の今後の転換意向については、今後の予定「未定」が約60%、「医療療養病床に転換」が約20%、「介護老人保健施設へ転換」が約10%。

### 2. 医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査

調査概要：平成22年6月23日時点の医療施設・介護施設利用者の状態像について調査

結果概要：

・介護療養病床の入院患者の状態像は、医療療養病床の入院患者と比べて、高度な医療を必要としない「医療区分1」の占める割合が高かった。

・介護療養病床で提供されている医療処置については、医療療養病床と比較して

- ①「人工呼吸器」、「中心静脈栄養」などの一定の危険性を伴った医療処置の割合が低く、
- ②「喀痰吸引」、「経管栄養」などの医療処置は同程度実施されている。

### 転換実績（厚生労働省「病院報告」等より）

・介護療養病床は約12万床（平成18年4月）であったが、平成22年7月時点で約8.6万床。

・医療療養病床及び介護療養病床から介護施設等への転換実績は約7,000床※。

※：平成18年7月から平成22年8月までに厚生労働省に報告のあった転換実績。

## 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

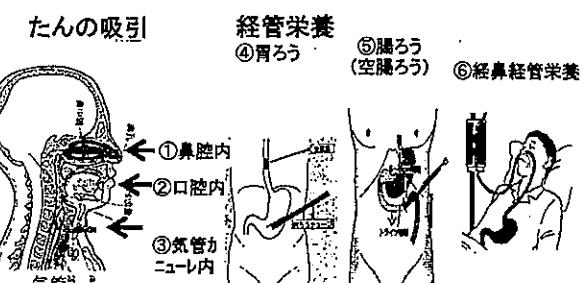
○規制・制度改革に関する閣議決定、総理指示を踏まえ、たんの吸引等の医行為が必要な者に対してより安全に提供されるよう、介護福祉士などの介護職員等によるたんの吸引等の実施のための所要の法整備を行う。

※ 介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施できるよう、法整備の検討を早急に進めること。

（平成22年9月26日総理指示）

### 【現 状】

- たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが実施可能。  
例外として、一定の条件下（本人の文書による同意、適切な医学的管理等）でヘルパー等による実施を容認。



### 【課 題】

- 「当面のやむを得ず必要な措置」であるため、  
① 法的に不安定であり、行為の実施に当たって不安  
② グループホームや有料老人ホームで対応できていない 等の指摘。

### 【制度のイメージ】

- 介護福祉士及び一定の追加的な研修を修了した介護職員等が実施可能となるよう社会福祉士及び介護福祉士法を改正

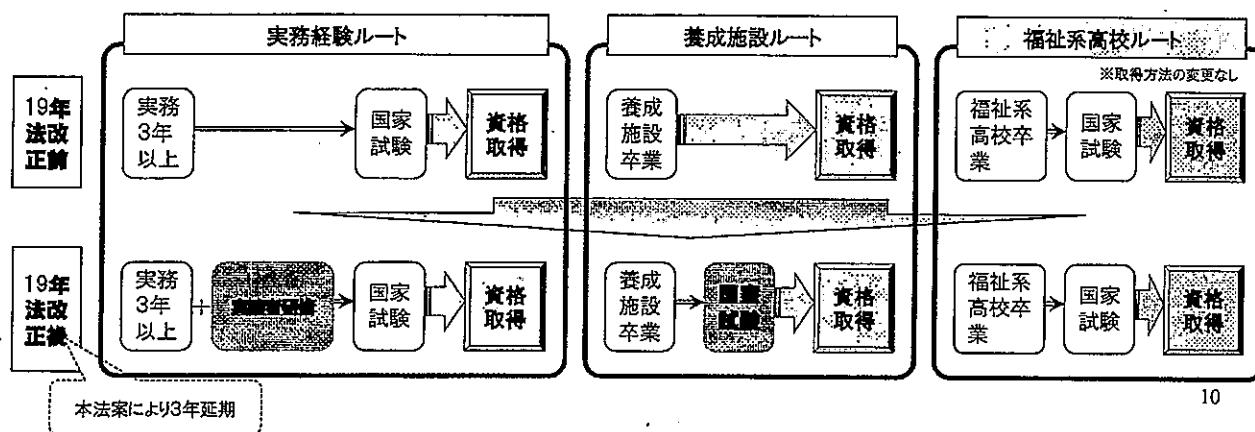
## 介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期について

### 【平成19年の法律改正】

- 介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育過程を経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法を一元化（平成24年度から施行予定であった）
  - ① 実務経験者 … 3年以上の実務経験に加えて、実務者研修（6ヶ月研修）を義務付け
  - ② 養成施設卒業者 … 国家試験受験を義務付け

### 【今後の対応】

- 介護分野の人材不足等の中で、現場職員にとって実務者研修を受講しやすいものに再構成する。  
働きながらでも研修を受講できるよう、受講支援策の具体化や現場職員への十分な広報をしていくため、また、介護福祉士によるたんの吸引等の円滑な施行に向けて、一定の準備期間が必要。
- そのため、介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行を3年間延期（24→27年度）。



10

## 事業者に対する労働法規の遵守の徹底

介護人材の確保を図るために、事業者による雇用管理の取組を推進することが重要だが、介護事業を含む社会福祉関係の事業は、全産業と比較して労働基準法等の違反の割合が高い。

→事業者による雇用管理改善の取組を推進するため、新たに、労働基準法等に違反して罰金刑を受けている者等について、指定拒否等を行うこととする。

### ○労働基準法違反による送検事件状況(社会福祉施設)

平成18年	平成19年	平成20年
11件	15件	11件

(注1) 平成18年～平成20年の間、労働安全衛生法及び最低賃金法に係る送検事件はなし。

(注2) 送検された事件のうち、起訴される件数は毎年50%前後で推移している（全産業）

### ○労働基準法等違反事業場比率(平成20年)

	社会福祉施設	全産業
違反事業場比率	77.5%	68.5%
労基法24条（賃金不払）	5.8%	3.2%
労基法37条（割増賃金不払）	35.8%	18.1%
最賃法4条（最賃不払）	4.7%	2.8%

\* 社会福祉施設には、特養、老健、老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・訪問介護事業所等の居宅サービス事業所、グループホーム、有料老人ホーム等のほか、保育所や障害福祉関係施設・事業所等が含まれている。

## 情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度について、①事業者の負担を軽減する、②利用者にとって分かりやすくする、という観点から、見直しを行う。

### 【現行の仕組み】

利用者の選択に資する情報について、都道府県知事への報告を事業者に義務付け、その情報について調査し、定期的に公表する仕組み。

### 【見直しの内容】

事業者の負担を軽減するという観点から、運営方法を整理する。

- 1年に1回の調査の義務づけを廃止し、都道府県が必要があると認める場合に調査を行えることとする。
- 手数料によらずに運営できる仕組みとする。

公表に係る事務等の効率化を図る。

- 現在、各都道府県に設置されている情報公表サーバーを、国で一元的に管理することにより、効率化を図る。

公表にされる情報の充実を図る。

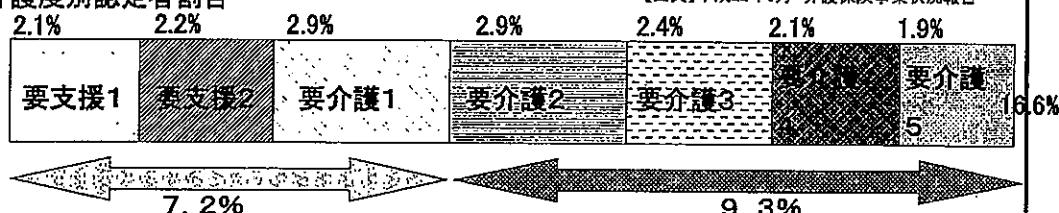
- 都道府県は、介護事業者の希望に応じて、介護サービスの質・介護従業者に関する情報を公表するよう配慮するものとする旨の規定を設ける。

12

### 65歳以上人口に占める認定者数、各国の介護施設・ケア付き高齢者住宅の割合

- 65歳以上の高齢者に占める介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合を比較すると、日本は、欧米諸国と比較して少ない。

#### ○要介護度別認定者割合



#### ○各国の高齢者の居住状況(定員の比率)(全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合)

日本 (2005)

4.4%	※1 (0.9%)	介護保険施設等
	※2 (3.5%)	

スウェーデン (2005)※3

※制度上の区分は明確ではなく、  
類型間の差異は小さい。(2.3%)

サービスハウス等 6.5%	ナーシングホーム、 グループホーム等 (4.2%)
---------------	------------------------------

デンマーク (2006)※4

10.7%

プライエボーリ・エルダボーリ等 (8.1%)
------------------------

プライエム等 (2.5%)
---------------

英国 (2001)※5

11.7%

シェルタードハウジング (8.0%)
--------------------

ケアホーム (3.7%)
--------------

米国 (2000)※6

6.2%

アシstedト リビング等 (2.2%)
-------------------------

ナーシング・ホーム (4.0%)
------------------

※1 シルバーハウジング、高齢者向け施設高齢者、高齢者ホーム及び月見老人ホーム(若狭老人ホームは2004年)  
※2 Sweden Socialstyrelsen(スウェーデン社会省)開き取り調査時の認可資料(2005)  
※3 2005 Elderly Accommodation Council (EAC) (the older population)  
※4 Denmark Socialministeriet (デンマーク社会省)開き取り調査時の認可資料(2006)  
※5 2001 English Care Home Survey (England's Care Data) (2001)  
※6 2000 National Research Council's Long-term Care Data Base (2000)

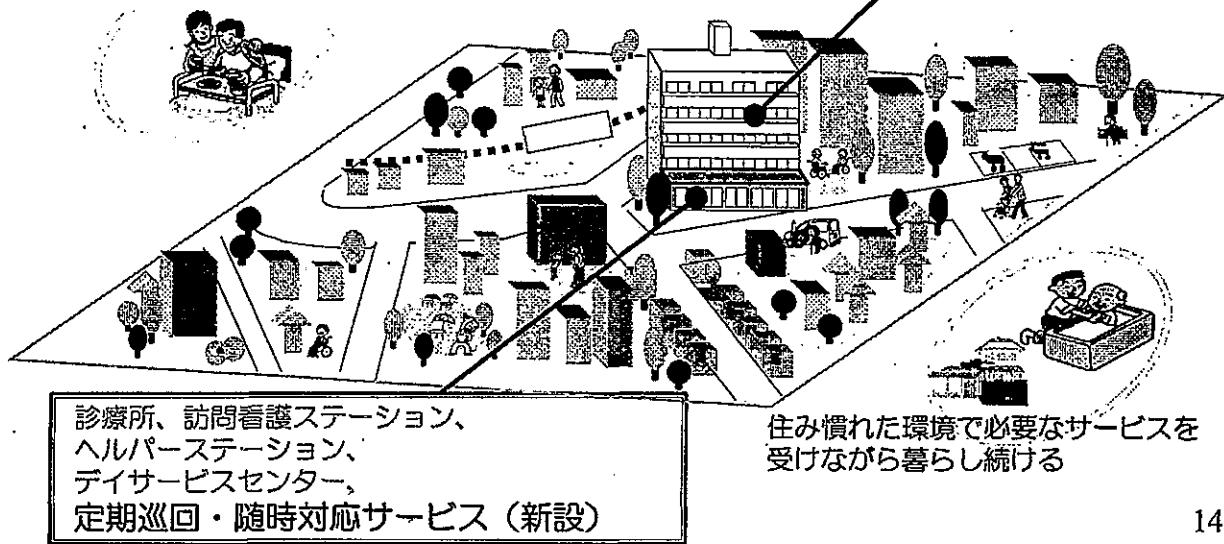
13

## サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。

24時間対応の訪問介護・看護  
 「定期巡回・随時対応サービス」  
 →介護保険法改正により創設

サービス付き高齢者住宅  
 (国土交通省・厚生労働省共管)  
 →高齢者住まい法改正により創設



14

## 高齢者の住まいの整備等

### 有料老人ホーム等における利用者保護規定を追加する

#### 【現状】

- 有料老人ホーム及びグループホームへの入居の際の前払金は高額になることが多く、入居者の入居後に、設置者が前払金を建設費の借り入れの返済等に初期償却してしまう場合が多く、入居者が入居後に契約解除を行った場合に適切な金額の返還がなされない。

#### 【対応】

- 有料老人ホーム及びグループホームへの入居後一定期間内に契約解除を行った場合、適正な金額を返還してもらえるよう、入居者保護の観点から、既に受領した一時金の一部を除き、利用者に返還することを義務付ける。

※有料老人ホームにおける入居一時金問題の改善については、消費者委員会において検討議題とされ、12月17日に建議書が出されたところ。

### 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能にする

#### 【現状】

- 特別養護老人ホームの設置主体は、十分な公益性及び安定性が確保されている国、地方公共団体、社会福祉法人、地方独立行政法人、日本赤十字社及び厚生連に限定されている。

#### 【対応】

- 社会医療法人については、既に実施が認められている法人と同程度の公益性及び安定性を有していると考えられることから、特別養護老人ホームの開設を認めることとする。

※特養の運営主体規制の見直しについては、行政刷新会議の規制制度改革に係る対処方針において、社会医療法人の参入を可能とする方向で検討し、結論を得ることとされた。

※社会医療法人は、べき地医療、小児救急医療など地域で特に必要な医療を担うこととされており、定款又は寄付行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させることになっている。

15

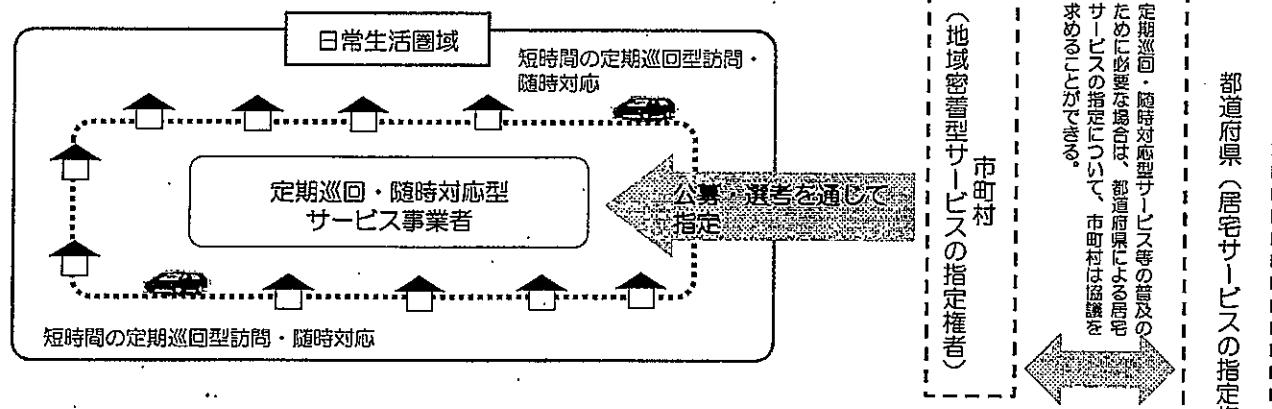
## I 共通事項

### 地域ニーズに応じた事業者の指定(イメージ)

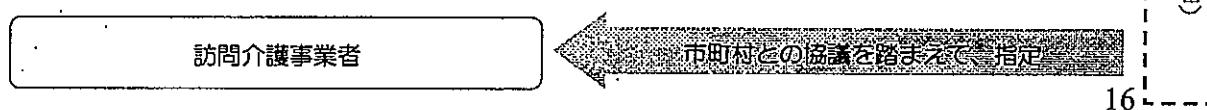
定期巡回・随時対応型サービス、小規模多機能等の普及のためには、事業者が日常生活圏域内で一体的にサービスを提供し、移動コストの縮減や圏域内での利用者の確実な確保を図ることが必要。

- ① 市町村の判断により、公募を通じた選考によって、定期巡回・随時対応型サービス等(在宅の地域密着型サービス)についての事業者指定を行えるようにする。【公募制の導入】
- ② 定期巡回・随時対応型サービス等の普及のために必要がある場合は、市町村と協議をして、都道府県が居宅サービスの指定を行えるようにする。【居宅サービス指定に当たっての市町村協議制の導入】

#### ①公募制の導入(定期巡回・随時対応型サービスの場合)



#### ②居宅サービス指定に当たっての市町村協議制の導入(訪問介護の場合)



16

## 保険料の上昇の緩和

### ○財政安定化基金の取り崩し

- ・財政安定化基金は都道府県に設置されており(国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出)、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組み。
- ・第3期以降、貸付率は大きく低下しており、第4期末の残高は約2,850億円となる見込み。会計検査院からも余裕分を拠出者に返還できる制度とすることを指摘されている。
- ・本来の目的に支障をきたさないための必要な見込額を残して、財政安定化基金の余裕分を第1号保険料の上昇の緩和等に活用する。

### ○市町村準備基金の取り崩し

- ・第4期中の積立見込額の一部を取り崩すことにより保険料軽減に活用する。

### 【第5期(H24～26年度)の介護保険料の見込み】

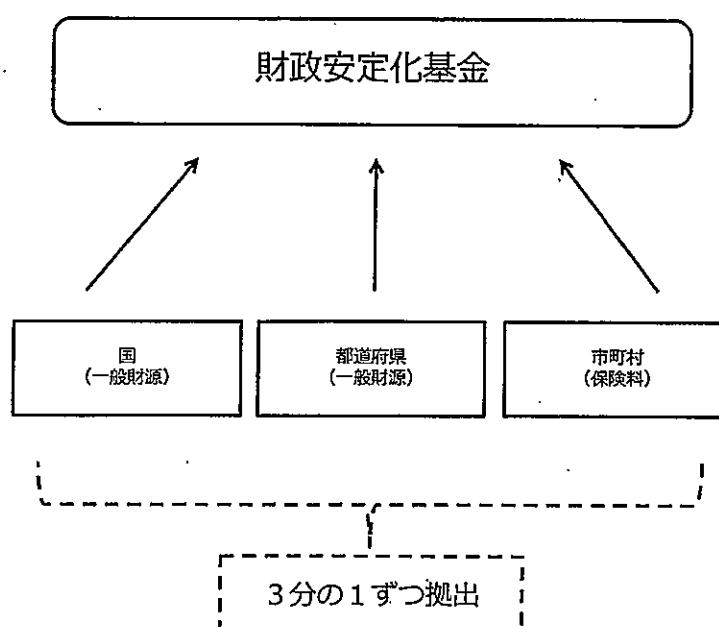
第4期の全国平均 4160円	第5期の見込み 5080円～5180円程度	+2%程度の介護報酬改定 (1.5万円処遇改善分)  自然増  16万人分緊急基盤整備の影響等
-------------------	--------------------------	--

第4期（平成21～23年度）

第5期（平成24～26年度）

17

## (参考) 介護保険制度における財政安定化基金の仕組み



- 事業計画における見込を上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に不足が生じることなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、都道府県に設置された財政安定化基金により、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。

## ・交付

介護保険事業計画期間最終年度に、保険料収納不足額の1／2を交付。

## ・貸付

保険料収納率の低下と給付費増による財政不足については、毎年度貸し付け。

※ 第4期末時点の残高、  
2,850億円程度（見込み）

(参考)給付費に対する国、都道府県、市町村の拠出率  

第1期	第2期	第3期	第4期
0.5%	0.1%	0.1%	0.04%

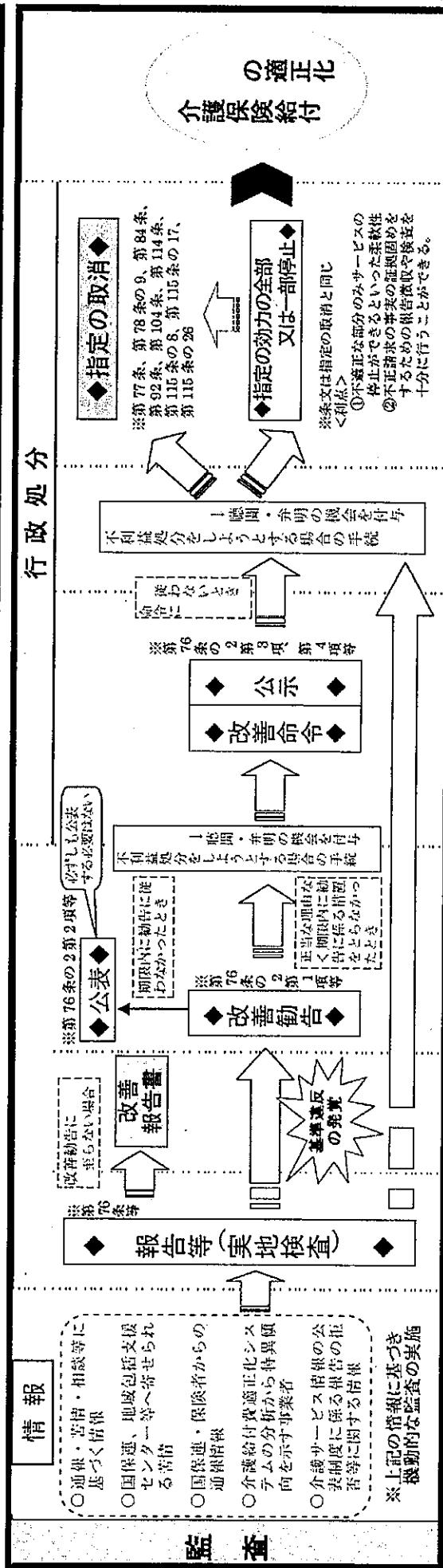
18

## 2 都道府県・市町村が実施する指導監査の在り方について

## 都道府県・市町村が実施する指導・監査について

## 指導にあたっての基本の方針

制度管理の適正化のための指導は、都道府県及び市町村が下記の重点事項を踏まえて実施。	
集団指導	<p>① 指定事務の制度説明 ② 「指定及び指定期間の更新事由、指定の更新制の説明」 ③ 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 ④ 「監査指揮権の行使の考え方、事業規制、情報の公表制度の仕組み等の説明」 ⑤ 「監査指揮権請求に係る過誤・不正・防止 ⑥ 「都道府県保健と連携した介護報酬請求事務の講習」</p>
実地指導	<p>● 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為については、一連のケアマネジメントプロセスにための取組みの促進、防止のためのアセスメント等が適切に行わなければならないなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適切な取扱いについて是正を指導。</p> <p>※ 運営基準違反又は不適切な請求等が確認された場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整） → 監査への変更（利用者の生命等に危険がある場合など）</p>



※「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)

## I 共通事項

### 3 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の39）

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

#### § 1 業務管理体制の整備の基準

指定・許可の事業所等の数 (注)	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必 要	—	—
20～99	必 要	必 要	—
100～	必 要	必 要	必 要

注）事業所・施設数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除きます。みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

#### § 2 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

届出先区分	届出先
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者	
事業者等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 (老健局)
上記以外の事業者（注）	主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局長
事業所等が1の都道府県内のみに所在する事業者	
地域密着サービス（予防含む）のみを行い、そのすべての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町村長
上記以外の事業者	都道府県知事

注）2つの地方厚生局管轄区域に事業所等が所在する事業者は、事業所等の数の多い地方厚生局に届け出てください。

## I 共通事項

### § 3 届出様式及び提出期限

届出が必要となる事由	様 式	提出期限
業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 2 項)	様式第 1 号	遅滞なく
事業所等の指定等により「2」の届出先が変更した場合 (例：市町→県、県→地方厚生局への変更) (介護保険法第 115 条の 32 第 4 項) 注) この場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関 の双方に届け出てください。	様式第 1 号	遅滞なく
届出事項に変更があった場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 3 項) 注) 次の場合は変更の届出は必要ありません。 ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制 が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第 2 号	遅滞なく

### § 4 提出先

① 「2」の提出先が広島市長である場合は、別に定める届出書を作成し、郵送又は持参してください。

(お問い合わせ・提出先)

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指導係

TEL 082-504-2183

② 届出先がその他の行政機関となる場合は、次の【リンク先】で確認の上、提出してください。

【リンク先】

他の行政機関のホームページ（業務管理体制の整備に関する届出関係のページ）

○ 広島県ホームページ

（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1242103256800/index.html>）

○ 厚生労働省のホームページ

（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>）